

令和7年度地域伝統芸能等保存事業 保存・継承活動支援事業 助成要綱

1 趣旨

地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的に、市区町村が実施する、地域固有の伝統芸能等（伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等。以下「地域伝統芸能等」という。）の保存・継承のために活動している団体等への支援事業を助成する。

2 対象事業

（1）事業実施者

本事業の事業実施者は、市区町村とする。

（2）事業要件

本事業で助成する事業は、以下の要件をすべて満たすものとする。

① [地域資源性]

市区町村が、地域伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等に対して支援を行っているものであること。

② [継続性]

この事業が、次年度以降の継続的な地域伝統芸能等の保存・継承活動につながっていくものであること。

（3）事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 助成措置

（1）助成期間

1年間

（2）助成対象事業経費

事業実施者が支出する助成対象事業に係る直接経費のうち、実績報告時に、支出した実績が確認できるものとする。

（3）助成額

助成対象事業経費の2分の1以内とし、30万円を上限額とする。

4 助成に関する手続き

(1) 事業の申請

事業実施者は、以下の書類を、都道府県を経由し、一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）へ提出するものとする。

なお、事業実施者が政令指定都市の場合は、直接地域創造へ提出するものとする。

- ① 事業申請書（別記様式1－1）
- ② 申請概要書（別記様式1－2）
- ③ 添付資料 各市区町村の地域伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等への補助金交付要綱等の写し

※提出部数 ①、②：紙媒体各1部、電子データ各1部、③：紙媒体各1部

(2) 申請要件

- ① 市区町村において、管内の地域伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等に対する補助金交付要綱等を定めていること。
- ② 国指定文化財に該当する地域伝統芸能等については、申請することができないものとする。

(3) 助成の決定

地域創造は、提出された事業申請書等の内容を審査し、助成対象事業、助成承認額等を予算の範囲内において決定し、申請者に通知するものとする。

(4) 実績報告

事業完了の日から起算して60日以内又は令和8年4月15日のいずれか早い日（必着）までに、以下の書類を直接地域創造へ提出するものとする。

なお、提出期限を過ぎた場合は、助成を取り消すことがある。

- ① 実績報告書（別記様式2－1）
- ② 実績概要書（別記様式2－2）
- ③ 添付資料 補助金交付確定通知、請求書、支出伺いの写し等、補助金等を交付した日付、支払先、内容（明細）、金額等が確認できる資料

※提出部数 ①、②：紙媒体各1部、電子データ各1部、③：紙媒体各1部

(5) 助成金の交付

地域創造は、受理した実績報告に基づき、（3）の助成承認額の範囲内でその交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

なお、助成金は、実績報告時に申請者が指定する申請者の口座（市区町村の会計管理者等）に振込むものとする。

(6) 提出先

- ① 紙媒体等の郵送物

〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル9階

一般財団法人地域創造 総務部 伝統芸能担当宛

- ② 電子データ

メールアドレス：dento@jafra.or.jp